

Title	鈴木竹雄編『株式實務(新版)』I定款 鮫島眞男著『實用株式會□法』I
Sub Title	Takeo Suzuki (ed.) : Practical handbook of corporation law Saneo Samejima : Practice of corporation law
Author	倉澤, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.8 (1961. 8) ,p.82- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610815-0082

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

生活について、もつと廣い範圍で検討しなければ判決形成の問題を正確にはとらえられないといえるかもしれない。もとより「裁判官の朝食の味」や、ある裁判官が秘密結社に屬していたことも判決の形成に影響しているのかもしれないが、われわれが先ず考えなければならぬことはむしろ著者によつて指摘されている點にあるといえるであらう。判例法主義をとるといえるアメリカ法において、イギリスにおけると同じ意味においては、判例は法なのであり、その判例を創造して行くのが具體的な人であり、一つの機構もとづいて生み出されているものであることを考えるなら、その人を明らかにし、又、その機構の現實を知ることが、單に内幕をばくろすることだけでなく、われわれの理解のたすけともなるものなのである。内幕はしばしば、誇張され、やや無責任な形をとつて伝えられることが少なくないが、本書によつて、そうした誇張に乗せられたり、ジャーナリスティックな表現にのみこまれて行くことを避ける一つの線を読みとることが出来るのではないだろうか。併せて、本書に示されている内容や方向が、ますます重要性を加えているわが國の判例や、それを創り出している裁判所をより現實的に、また、責任を持つて理解する手だすけとなればと感ずるものである。

(平 良)

鈴木竹雄編

『株式實務(新版)』I 定款

鮫島眞男著

『實用株式會社法』I

一 最近二冊の株式會社法に關する實務書及び實用解説書が相次いで公にされた。一つは東京大學の鈴木竹雄教授編纂になる「株式實務(新版)」の第一巻であり、他は衆議院法制次長鮫島眞男氏の著になる「實用株式會社法」の同じく第一巻である。

云うまでもなく、法律は我々の社會生活上の利益に直接に關與して來るものであるから、我々は法律の眞意を知る必要がある。しかも、被治者たる我々にとつて最大の關心事は、その法律の眞意が我々の社會生活に及ぼす結果そのものである。法律實務書乃至實用解説書とは、特定の生活關係に及ぼされるその結果を端的に指示することを目的としたものであると私は考へる。

その場合讀者は、法律實務書に對して二つの態度を持ち得るだら

う。その一は、自分の主張が國家により最終的に容認され得るか否かを豫見しようとするものであり、その二は、自分が如何なる行動・主張をすべきかを知らうとするものである。もとより此の二つは根本的には同じことではあるけれども、讀者が既にいくばくかの主張を有しているか否かによりその選ぶ實務書のスタイルも變つて來ると思う。

私の一讀した感じでは、鈴木教授編の「株式實務（新版）」には、株式實務をリードせんとする氣組みがあるし、鮫島氏著の「實用株式會社法」には、實務家の逢著するであろう疑問に答えようとする態度がある。

例えば前者では、「會社の規模の大小によりその運営上の利害は必ずしも一致しない。たとえば株式讓渡の禁止排除につき、あるいは株主權の強化思想につき、それぞれの立場はむしろ相反してくる。

しかも、定款の規定の仕方如何によつては、そうした矛盾を回避することができ、あるいはある事項について制限することもできることとなつている。だから、會社は各自の立場に適合するように慎重に検討を加えて、その定款規定を決定、變更、修正することが必要である。しかし、従來は、ともすればその内容についてはもちろん、その形式、記載事項の體系化等についてもまた十分な考慮を拂わずに、徒らに他を模倣して、實質的には不必要な意味のない事項を羅

列し、ことに規模の大きい會社の例にみられるような取締役會の決議にゆずる委任形式などをつて、むしろ實の伴わない煩瑣な形態をとつている例も少なくない。」（鈴木編三頁以下）とか、あるいは「ことに原始定款については、設立の際に發行する株式の數とか、額面、無額面の別とその數とか、あるいは設立の際の現物出資等に關する規定、發起人の住所・氏名等はこの部分（定款の附則）に記載しておくと便利」（同七頁）等の記述があり、また、記載例に多くの頁を與えておのずから定款並びに株式取扱細則のモデルがとらえられるようになっており、一方後者は、「法律の最終的解釋者は裁判所である」（鮫島まえがき）ことから、判例を數多く挙げ、それを中心にその他學說・通達等に據りながら現行株式會社法を解説し疑問に答えて行こうとしている。

兩書それぞれの特徴に従つて、實務家の利便は大いに増すことであらうし、また學者にとつても反省の資すくなくないのではないかと考へる。編者及び著者の學殖・識見からして、兩書が凡百の「法網抜け穴集」と類を異にすることはむしろ當然であらう。

以下に於て、それぞれ簡単に内容を紹介したい。

二 舊版「株式實務」は、各會社の株式事務擔當者の研究團體である東京株式懇話會創立二五周年記念事業の一として、新版と同じく鈴木教授編纂のもとに昭和三十一年に公刊された。七〇〇頁にも及

ぶ専門的な内容を持ったハンドブックで、それは新版の編者のことばに述べられている如く「實務上極めて便宜であるばかりか、學問的にも有益な資料を提供するものとして、實務界ならびに學界から多大の歓迎を受けた」のである。

そして、本年同會が創立三〇周年を迎えるにあたり、その記念事業の一として、右の書物の内容をさらに検討し、新しい事態に即應して改訂を加えるため、「株式實務(新版)」の刊行が企畫された。新版の編纂方針について、編者のことは次の如く云つてゐる。

「新版は、單に最小限度の改訂を加えたようなものではなく、本書の目的を一そう達成するために、舊版を實際に使用した經驗を取り入れて一そう實務に役立つものにしよと考へ、そのため、教科書その他の解説書に説かれてゐるような箇所をできるだけ省略し、その代り、實務に關する限りは、實例を掲げる等、できるだけ詳細に敘述することとした。その結果、舊版のように一卷にまとめることができなくなつたので、これを定款、株式、株主總會・利益配當、新株の發行の四卷に解體し、第一卷の定款は全く新たに書き下した。」このような經過でこの度發刊されたのが「株式實務(新版)」

I定款である。(原稿執筆は、東京株式懇話會の三戸岡道夫、小山田正春、三東三司の諸氏であることが明かにされている。三氏ともに株式實務のエキスパートであるとともに、商法に關するそのすぐ

れた著書・論說等によつて學問的識見も夙に高く評價されてゐる。舊版では第一章に總説を置き、株式會社の意義から説き起してゐるが、新版第一卷は第一編定款として、先づ定款の意義について述べる。そして述べられてゐる分量も、舊版においては第一章第五節「定款と株式實務」が二四頁であるのに對し、新版第一編定款だけでも百餘頁であり、これに第二編株式取扱規則及び附録としての實例を加えて第一卷二百頁が費されてゐる。

しかも説明は新版に於てかなり簡潔になつてゐるのである。一例を挙げれば、株主に新株引受權を與えたとき、割當の結果生じた端株の處理について、商法二八〇條の四第一項但書の性質をどう見るとかの説明に於て、舊版と新版は同じ結論をとりながらも、舊版では反對説をも採り上げ二頁にわたつてかなりくわしく説明してゐる(舊版五四頁以下)のに對し、新版では、「この場合に、その端株となる部分の株式をまとめて公募して、プレミアムを従前の株主に交付する處置がとれないか」といふ問題があるが、第二八〇條ノ四第一項但書の規定を強行法と解する必要はないと思はれる。」(三九頁)と説明されてゐる。

實務書のあり方としては、むしろ新版の方がよいだらうと思ふ。そして、この場合には、結果だけが示されるのだから、その妥當性は特に厳しく要求されざるを得ない。殊に判例の未だ確立されてい

ない部分についてそうである。その點につき、本書が總じて妥當な説明をしているのは編者の功とも云えよう。

かくて餘つた紙幅に大幅に記載例が採り入れられた。舊版では單に項目だけ掲げられている個々の記載事項について、新版ではそれぞれ數種の實例を擧げ、批判を加えている(例えば、「記載例(3)當會社は本店を東京都千代田區におき、必要に應じ主要都市に支店または出張所をおくことができる。〔支店は、定款に所在地を記載し、登記をして、はじめて支店となるので、このような記載には法律的な意味は認められない。〕」―一九頁、「記載例(5)本會社は定時株主總會については毎決算期の翌日から、臨時株主總會についてはその通知を發した日から各總會終結の日まで株主名簿の記載の變更を停止する。〔臨時株主總會について、本例のような規定をおいても、通知を發する日は豫め確定した日とはいえないから、二週間前の公告を省略することはできない。〕」―三七頁、等)。

第二編株式取扱規則(一一二頁以下)は、舊版では僅かにその一例だけが擧げられている(舊版六〇頁以下)に過ぎないが、實際上このような規則は、「(1)定款では、株式事務の取扱について詳細に規定することが難かしいこと、(2)直接定款に規定すると、その變更に際して、一々株主總會の特別決議を経なければならぬが、株式取扱規則ならば、取締役會の決議で變更できること」(一一二頁)

等の理由で多くの會社で採用されているとのことである。

本編は第一章總説、第二章規則の形式にそれぞれ一、二頁が興えられているほか、すべて第三章記載例の説明に充てられている。株式取扱細則についての解説はこれまでの書物にないし、また實例を擧げて解説するにあたつては本書筆者達はその最適任者であり(殊に、例えば「五九一社について調査した結果を見ても、名義書換の手數料を徴收している會社は四社に過ぎない。」「一六七頁―等の記述は本書筆者達の獨擅場である)、本書の著しい特色となつている。なお、本書一四頁一〇行の「質屋取締法一條」は、「質屋營業法二條」に當然訂正さるべきものであろう。

三 鮫島氏著「實用株式會社法」は、その標題に「判例・通達中心」と云う文字が冠せられてある。

判例について著者は、「具體的事案に即した判斷の論理」と云う點で、たとえ傍論であつても、「一般の學說に見られない合理性が存している」(まえがき)としてゐる。具體的事案に即した判斷の論理と實定法の眞意とが如何なる關係に立つかは必ずしも明らかではないが、法律的な問題に逢著してゐる實務家に對しての「實用的解説」と云う見地からは、「法律の最終的解釋者は裁判所である」と云う著者の見解に私は賛成できる。當該問題に即した判斷は裁判所に持ち出して見なければ何人にも判らないけれども、同種の事件に

ついで同種の判断を期待することは決して不當なことではないからである。

又、通達については、「行政解釋には、實質的に法を形成する効力がある」、登記事務の取扱については、法務省、各法務局、各地方法務局は一體であるべきであつて、「法務省が、登記事務の取扱いについて、その部内において法令の解釋又は事務の處理方針を統一することは當然であろう」（まえがき）と云うのが著者の立場である。

本書は、法規の解説書と云う本来の性格上、法典の順序に従つて記述されている。全三巻が豫定され、第一巻には、第一章會社の權利能力の範圍（自一頁、至一四頁）、第二章株式會社の設立（自一五頁、至一九一頁）、第三章株主總會（自一九二頁、至三〇二頁）が收められている（株式については第二巻第七章において新株式の發行と並んで解説される）。

本書の特色は何と云つても、判例・通達引用の綿密なることであろう。大審院・最高裁はもとより、下級裁判所の判決から臺灣・朝鮮高等法院の判決に至るまで第一巻だけで四百餘例の判決と、司法省・法務省各局長・課長・國稅廳長官の通達、法曹會決議等あわせて百例近くが、それぞれの箇所にて引用されている。

著者の立場からして、本書ではそれらは正當な法解釋とみなされ

るのであるが（例えば、代表取締役の選任について、定款を以てこれを總會の權限とすることができるかどうかについて周知の如く肯定・否定兩説があるが、著者の本書に於ける見解は、「兩説のうちいずれが正當かは、結局判例にまつほかない」——一九八頁——とされている）、判例の明らかでないやまよりも決して看過されてはいない（例えば、株式引受人の拂込義務が時効によつて消滅したときは、商一九二條の發起人の拂込義務も消滅すると判示する昭二・一二・一五大判につき、一六八頁。また學者の判例評釋も多數引用されている）。

いずれにしろ、本書を一讀することによつて、讀者は株式會社法に於ける判例の歸趨並びに登記事務の現状を知ることが出来る。

なお、一八四頁二行の「株主の會社に對する」は「株主の發起人に對する」の誤りだろうと思う。「株式實務（新版）」I 定款

有妻閣 二〇〇頁 定價五〇〇圓、「實用株式會社法」I 財政經

濟弘報社 三〇〇頁 定價四八〇圓

（倉澤康一郎）